

第8回 臼杵市議会基本条例特別委員会 会議要旨

日 時 令和3年4月26日(月曜日) 午後1時00分 ~ 午後2時28分

場 所 臼杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員長 吉岡 勲	副委員長 大塚 州章	
委員 川辺 隆	委員 内藤 康弘	委員 伊藤 淳
委員 梅田 徳男	委員 戸匹 映二	委員 奥田富美子
委員 若林 純一	委員 匹田 郁	

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

(な し)

出席した事務局職員の職氏名

局長 平山博造 次長 後藤秀隆 書記 高橋悠樹 主査 清水 香

傍聴者

議員 河野 巧

会議に付した事件

1. 素案の内容協議について
2. その他

午後1時00分 開議

○委員長(吉岡 勲)

ただいまから第8回特別委員会を開催いたします。本日は傍聴の申し出がありましたので、許可しております。ご了承ください。

これまで、第7回までの特別委員会で、一通り素案の内容について協議が終わり、3月定例会中に議員皆さんに対し、資料の配付と内容の説明を行ったところです。

今回からは、要協議となっている項目について、さらに議論を深めていきたいと思っております。

早速協議に入りたいと思いますが、各条文について事務局より、事前説明を受けてから、協議を行いたいと思います。本日は午後2時半までを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。では、事務局のほうから説明をお願いいたします。

◎書記(高橋悠樹)

では本日の資料ですが、次第、そしてA4で綴じている、条例素案と第8回特別委員会資料というタイトルをつけたものです。条文の要協議となっているものについて、素案の2ページをお開きください。それから会議資料のほうも2ページを一緒にお開きいただきたいと思います。会派の追加条文について説明させていただきます。

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

ただいま事務局から説明がありましたが、この会派の項目について意見等あれば。

○副委員長(大塚州章)

特に、もう今ありましたように、私は別に定めるでもいいのではないかなというふうに思いますが、皆さんご意見はいかがでしょうか。

○委員長(吉岡 勲)

順番に聞いていきたいと思いますが、若林委員。

○委員(奥田富美子)

委員長すみません。要協議は、前文からじゃないんですか。

◎書記(高橋悠樹)

前文につきましては、以前に条文の協議が終了した後に検討することになりました。

○委員(奥田富美子)

分かりました、失礼しました。

○委員(若林純一)

私は会派に関する条文は必要ないという立場であります。佐伯市議会の条例を拝見させていただくと、会派は5条の3項「会派は議会活動について市民に対し説明するよう努めなければならない。」この5条の中身はもうそこしかないんですね。会派を結成することができますよ、会派はこういう議員で構成しますよという説明があった後に、会派は議会活動について市民に対して説明するよう努めなければならないという、その努力義務を白紙にも入れるということであれば、入れればいいのかというふうに思います。

ただ基本的にはもう会派の条文は、この条例には必要ないんじゃないかなという立場ではあります。どうしても会派が何かをするんだ、こういうことをするべきだというようなことを謳うのであれば、謳っても別に構わないと思います。

○委員(戸匹映二)

そうですね。私もあんまり会派に関しては具体的に基本条例には載せる意義はどこまであるのか、まだちょっとはつきりはわからない状況ですけど。まああってもいいですけど、なくてもいいんじゃないかなというところではありますけどね。

○委員(伊藤 淳)

私も戸匹委員と同じで、ここに位置づける理由というか、ちょっとまだよく分からないので、どっちかなと言われても、私も決めかねてるところです。

○委員(川辺 隆)

臼杵市議会においては、諸先輩方が会派を結成されて、会派の中で議会運営がスムーズにいくようにということで、会派代表者会議を設定されております。その観点からいくと、この会派の説明は必要だし、また載ってないと条例にないからできないとか、条例に載ってないことを今度は楯にされて、指摘されるのはいかがなものかと思っておりますので、この会派の条文が臼杵市議会では必要だと思っております。

○委員(内藤康弘)

いろいろ難しく考えることはないと思うんですよ。会派を結成することができる。それ以上、それ以下でもないと思っております。それでいいと思っております。

○委員(梅田徳男)

基本条例ですので、できたら会派という条項は入れたほうがいいんだろうと思っております。それと、さっき若林委員が言われた内容ですけども、市民に対して説明するように努めなければならないということが入ればという話でしたけども、議会活動の説明については基本条例全体での対応すべきだと思っておりますので、ここにあるから、ないからということは、特に考えないでいいんじゃないかと思っております。

○委員(奥田富美子)

会派について入れるか入れないか。本当に私もどちらでもいいのですが、入れるのだったら本当にこの一行だけで、会派を結成することができるだけでいいかなと思っております。

○委員(匹田 郁)

私も皆さんと一緒に、ただここにある議会及び議員の活動原則等という中に、会派というのはきちっと存在するし、それから実際それで議会活動している一面もありますので、そういうことを勘案するとやはり入れたほうがいいのかと思っております。

○委員長(吉岡 勲)

今皆さんの声を聞きますと、全然いらないという意見はないみたいなので、会派というのを一応入れ込んでいきたいと思っております。詳細につきましては、また後日素案を作るときに皆さんに相談していきたいと思っておりますので、一応残していくという方向で考えたいと思っております。

次に、政務活動費第10条を事務局説明をお願いします。

◎書記(高橋悠樹)

では政務活動費について素案の3ページ、それから資料の3ページも併せてご覧いただきたいと思っております。

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

事務局の説明がありました通り、条文に入れても施行してないところもあるということなん

ですけども、一応形として条例の中に政務活動費を入れるかどうか。また順番に行きたいと思
います。

○委員(匹田 郁)

確かに2つの考え方がありますが、いずれこういうこともきちっと議論されて、それが必要
であるということになった時に、足すよりは別途定めるというふうにしておき、やはりちゃんと
その余地を残すほうが大事なかと私は思っております。

○委員(奥田富美子)

議会活動を充実したものにするために、この項目は入れて、その後ぜひ取り入れていきたい
ものだと思います。

○委員(梅田徳男)

議会活動で本当に必要であれば政務活動費を他市がやってるような形であればいいと思う
んですが、個人的には今、特にその必要性は感じておりません。

○委員(内藤康弘)

私もこの政務活動費については、もう頭から入れる必要はないのではなかろうかなというふ
うに思ってます。以前、臼杵市はあったように聞いておったんですが、なかったですか、すみま
せん。今の流れの中では、政務活動費云々、使い道云々とあるんですけど。あえてこれが必要
で、これがないと政務活動が十分にできないというのはちょっと違うのかなと。あえて言わせ
ていただきますと、報酬をプラスしたほうが良いのではなかろうかなというふうに思ってます。

○委員(川辺 隆)

私は、政務活動費は本来議員に必要な経費だと思います。しかしながら臼杵市においては、
皆さんがおっしゃってる通りもともとこの制度がありません。この制度を今回の条例の中で、
ある程度入れるか入れないのかと言うなれば、今の内藤委員と一緒に、今入れる時ではない
と思います。ただ今後、この条文にありますように、悪いけどこの問題を検討課題として、議会
で新たに議長がおっしゃるように必要なときに、これを考えていくというのには賛成です。

○委員(伊藤 淳)

川辺委員、内藤委員と同じなんですけども。政務活動費自体は、私はあったほうがありが
たいと思ってます。ただ、順番として地方自治法でも政務活動費についての条例をまず定めると
いうところが、順序としては先だというふうに私は思いますので、そこを飛び越えて基本条例
の中に盛り込むというのは、まだ時期尚早かなと思います。条例ができた後でも、十分な議論
を尽くした上で、条例に載せてくるのが本来あるべき姿かなというふうには思っております。

○委員(戸匹映二)

私も政務活動費は将来的にやっぱり検討するべきじゃないかなと思ってる立場なんですけ
ど、これを基本条例に入れるか入れないかに関しては、例えばその議論を将来的にどこかで
できるという担保があるのであれば、私は入れなくてもいいと思えますけど。入れとかなないと
将来的に一切議論する機会がなくなるのであれば、やっぱり入れといたほうがいいかな。

先のことを考えて入れるか入れないか、今後議論をできる場があるのかどうかを考えて判

断したいなというふうに思います。

○委員(若林純一)

他市の状況とかも見ると政務活動費はあってもいいのかなというふうには思います。今回基本条例に盛り込むほうが、額の議論も当然していくことになりますので、第10条に組み込んで、当面それでも必要ないとなれば津久見市方式でしばらく置いとく方法もあるし、先ほどどなたか言われましたけど、報酬を上げることのほうがハードルが高いので、そういう意味を含めて、政務活動費で議論する道筋を今回つけといたほうがいいかなというふうに思います。

○委員長(吉岡 勲)

項目を残すってということですね。

○委員(若林純一)

はい。そのまま第10条にあげるってということ。

○副委員(大塚州章)

報酬に関しては、私はちょうど1万円下げた世代にあたりますんで、その経緯を知ってまして、それから時限立法ではなかったの、今こうやってきてるんですけど。やっぱり1万円下げた時に時限立法しとけばよかったなというのと、そのことをまだ私たちも知らなかったんで、だからできればもとの報酬に戻すのと、そのために委員会活動また部会活動を活発にする、個人の活動も活発にするという意味では政務活動費としてあえてここに残しといて、報酬の論議も含めてやられたほうがいいのかなどは思います。

○委員(梅田徳男)

今のその1万円の話ってのは、具体的にはどういうことなんですか。

○副委員(大塚州章)

実は報酬35万円でした。市のほうも予算をいろいろ削除したりとかいうことで、じゃあ議会も1万円を減らそうと、当時の市長が30パーセント下げたんすかね。

○委員(匹田 郁)

いいですか。

○副委員長(大塚州章)

議長のほうから。

○委員(匹田 郁)

後藤市長が当選されて、その時に、臼杵市の財政が非常に厳しいと。ですから、私も自ら市長報酬を30%下げると、副市長は確か20%か15%ぐらいだったと思います。教育長も10%ぐらいだったか、下げると。それで自分たちにどうですかとは言われなかったけど、市長三役が下げて、当時収入役とかもいた時ですんで。それでは議会としても協力しようというつもりで、1万円下げたと。

ただし、市長三役の場合は時限立法で、つまり市長がその任期を終わった時にはまた元に戻すという、これが時限立法ですんでそうだったんですけど、自分たちはそこまで気づかずに。だから、その時限立法にしとけばまたその次の改選で元に戻ったんだけど、そこが今言うこちら

の勉強不足等含めて、34万円でもう決定したものですから、それからずっともう34万円と。だから市長たちは戻ったけど、自分たちは戻ってないというのが、現状のところであります。

(不規則発言多数)

○委員長(吉岡 勲)

休憩します。

(休憩 ~ 再開)

○委員長(吉岡 勲)

再開します。今皆さんから議員報酬や政務活動費について、いろんな意見がございます。これももう少し詰めて考えていきたいと、今言いましたように完全に項目として入れないことも一つ。入れないにしても、次のことも考えて案を作りたいということで協議したいと思います。副委員長、どうでしょう。

○副委員長(大塚州章)

今の内容に関して言えば政務活動費的なもの、または報酬をできればあげていただきたいというのは皆さんの思いだと思いますんで、その代わり議会活動を活発にするということの中で、位置付けとしてはまだこれを条文に残しとくということで、今のところいいんじゃないかとは私は思うんですけど。それについてはどうでしょう。

もうちょっと何回かいったときに、やっぱりいらんなというようなことが出る可能性もあるし、また逆に活動してるから是非やったほうがいいという意見があればまたその時。とりあえず、今日はここを残すということでどうですか。

○委員長(吉岡 勲)

そういう意見もありますが、どうでしょうか。津久見市にありますように、政務調査費という項目があっても実行していないところもあります。あくまでもこれから予算的なものもありますんで、これから考えていかないといけませんので、項目として残すかどうか。

○委員(若林純一)

大塚委員に賛成なんですけれども、過去35万円が34万円になったという経過もあるということをご説明がありましたし、大方の委員さんが何らかの形で、活動の費用を検討してもいいんじゃないかというお話もありましたし。

しかも津久見市方式みたいに、条例の中にあっても交付しないという方法もとれるということが分かりましたので、一応入れるという形で要協議はもう今回外すことにされたらどうかと思うんですが。

○委員(内藤康弘)

要協議は残していただきたいと思います。条文の中で一番活発な議論を皆さんされてるのかなというふうに思ってますが、まああわよくば将来政務活動費を作りましょうというような、今議論になってるかなというふうに思ってますんで。再協議の場を。その文言は残していただ

きたいと思います。

○委員(川辺 隆)

臼杵市の財政がここ数年のうちに、逼迫してくる。実際、職員の給与に対してもいろんな賛否がある。この政務活動費を市民が聞かれた時に、私も言われるんですけど。報酬は月34万です。手取りは24、25万円ですって説明するので。でも、政務活動費とかいろいろもらえるんやろと言われるんですけど、一般市民から見たときに政務活動費があたかも我々の収入のようにとられちゃうんです。実際は違うんですけど。

今コロナで不況が来て、今のこの財政状況下で、確かに今、要協議は外さないほうがいいと思いますけど。協議していかないと、これやっぱり市民感情からしてみたら報酬のアップのようには取られるかもしれません。

○委員(伊藤 淳)

私も同様で要協議、継続審議というか、報酬の話も出てきていますし。要協議は外さない、今日の時点で決定しないというほうが私は良いと思います。

○委員長(吉岡 勲)

要協議を残しておくってことなんですけど、それでいきたいと思います。よろしく願いします。

次に行きます、事務局説明をお願いします。

◎書記(高橋悠樹)

それでは情報公開、第11条です。資料は4ページをご覧ください。

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

今、事務局の説明がありました。じゃあ大塚副委員長のほうから順に。

○副委員長(大塚州章)

はい。私としては黒字のところはもうもう少し簡素にしてもいいのかなとは思いますが。赤文字のところは、これは大分市もこうやって公開している中で、どうして臼杵市ができないのかというのもあるかもしれませんので、そこは公開してもいいんじゃないかなというふうには考えております。

○委員(若林純一)

同意見です。

○委員(戸匹映二)

ケーブルテレビとかインターネット配信については、これできるかできないか分からない話ですんで、ここはその実施するっていう明確な表現じゃなくても、努力義務の形で入れてもいいんじゃないかなと。努めるぐらいで、検討するということで。

それと2項のほうは、これは入れていいと思います。このままでいいと思います。

○委員(伊藤 淳)

はい。私も1項のほうで、ケーブルテレビやインターネット配信っていう、具体的な機材とか

については、もう明記しなくても、今後どんな情報と伝達の分野が出てくるか分からないので、もっとシンプルでいいんじゃないかなと思っております。

2項については、公式の会議であれば当然責任を持って賛否を述べてますので、私は公表されても構わないというふうに思ってます。

○委員(川辺 隆)

伊藤委員と同じ意見で結構です。具体的なツールに関しては、謳わないほうが良いと思います。もっと簡素で良いと思います。

2項に関しましても、伊藤委員と全く一緒なんですけど。本来情報開示、また公開すべき事案に対しては、各議員の賛否については公開していいと思いますが。非公開、また情報開示ができない分に関しては、申し訳ありませんがこういうことにする必要はないと思いますんで、公表できる分に関してのみで良いと思います。

○委員(内藤康弘)

以下、同文です。

○委員(梅田徳男)

私も以下同文です。ちょっと過度の負担にならないというのがよく分かりませんし、さっき伊藤委員が言われたように、いろんな公開方法があると思いますんで、そういうものも整理していきながら表示をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員(奥田富美子)

11条の会議のすべてを原則公開ということが大事にされれば、あとそのアンダーラインのところは本当に簡単にしたらいいと思うのと、2項はこのままでいいと思います。

○委員(匹田 郁)

私もツールは今からいろんな形をとる可能性がありますので、あえて上げないほうが幅が広がっていくのかなと思うんで、1項については。

2項に関しては、私もずっと言ってきたことですが、形成合意過程のことについては、気をつけないと、それぞれのプライバシーを含めて、出てくる可能性がある。けど形成合意事項については議員である以上その責任があるわけですから、それについては載せていただいても結構です。

○委員長(吉岡 勲)

ありがとうございました。大体の意見が揃ったみたいなんで一応素案のほうをまた改めて作っていきたいと思いますんで、よろしくお願いします。一応これは終わり。あとはまとめのほうを事務局とやらせていただきたいと思います。

次の要協議。市民参加の機会の充実ということで、事務局お願いします。

◎書記(高橋悠樹)

12条の3項です。次の13条の広報とセットの話になってくるとは思うんですが、まず12条を説明させていただきます。

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

この項目については大変意見が分かれています、今度は匹田委員より順にお願いします。

○委員(匹田 郁)

上の2つ位とかにしてくれればいいんですけど、まあいいです。私はこの案、内容を見る限りであります、各地区をまわるとか、一回以上とかそこまで制約すると、本当にいろんな面で、そこにいくまでの準備とか含めるとあるんで、そこまで限定しなくてもいいんじゃないかな。

ただし、これからはもう少しやっぱり開かれた議会ということを目指すのであれば、本当に取り組むということは、前向きに今から考えていかなければいけないと。そのためにあえて残すのであれば、修正案②ぐらいで、そのかわり本当に出向いていくという気持ちを皆さんと確認するぐらいのほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員(奥田富美子)

私は当初、議会報告会をしたらいというふうに単純に思っていました、意見交換する中で、修正案の②が今一番考えに近いなと思っています。

今、総務部会で各地域振興協議会をまわる作業をしてるんですが、自分たちがいっぱいしゃべるよりも、現地の人からお話を伺うほうが意味があるなというふうに感じていることもあって、報告会ってすると何か参加するほうからすると、聞かされるという感じなので、自分たちが言いたいことも言えて、その中で市議会としても伝えたいことがあれば、柔軟に伝えていくみたいなことが修正案②だったら一番できるかなと思います。

○委員(梅田徳男)

私も修正案②のほうに賛成です。議会報告会なり、意見交換会という組み立てなんですけども、議会報告っていう意味では市報でもそうですし、インターネットでも公開をしますように、十分な内容でもうすでに、中身の濃いとまではいきませんが、報告の範疇っていうものはされてると思いますんで、意見交換会っていうものを主体にして、必要があればその段階で少し議会の報告をするという組み立てで、修正案②の方向に進んでやっていけばいいんじゃないかなと思います。

○委員(内藤康弘)

結論から言いますと修正案②でお願いしたいと思います。意見交換会、議会報告会と規模が小さい大きいは別として、みんなやってるのかなというふうに思ってます。あえてそこを具体的にする必要はないのかなというふうに思いますので、②でお願いしたいと思います。

○委員(川辺 隆)

私は結論から言いますと削除でお願いします。昨今、各議員が書面を通じて、十分な自分個人のご意見と、また他の議員の意見も踏まえて載せてくださってます。それが、良いか悪いかとかを言う前に、ある書面にてこういう報告また議員の資質を問うという言葉が、以前載ってました。我々みたいにはっきり言葉がしゃべれて、意見を聞かれて声が大きくて、表現ができる議員はいいですけども、そうでない議員もいます。その議員は、市民一人一人から選挙で選

ばれた議員で、議員が議員の質を問うという場を設けるべきではないという想いから、この条文に関しては削除をお願いします。

○委員(伊藤 淳)

私は結論から言えば入れるとすれば、修正案②っていうふうに思ってます。奥田委員がちょっと言われましたけども。次の第13条に、広報機能。こちらから発信するっていうのが別にありますので、やっぱり必要なのはお話を承る場であろうかなというふうに思っていますので、入れるとすれば②かなというふうに思ってます。

○委員(戸匹映二)

私も②がいいと思います。内容的には皆さんと同じような意見です。

○委員(若林純一)

私も修正案②でいいと思うんですが、確認ですが。この修正案の②というのは、議会は市民と意見を交換する機会を設ける。その上で市民の多様な意見等を集約して市政に反映させるよう努めるという、そういう2段構えという解釈なのか、どちらも努めるなのか、そこがちょっと分かりにくいので、そこは明らかにした上で条文にしていいただければと思います。設けるで反映するかどうかについては、努めるというそういう条文であれば私は修正案②でいいと思います。

○委員(大塚州章)

私は②でいってもらえればなど。やはり議員活動は議員活動なんですが、議会活動として例えば総務部会が今やっているような事業としてやることによって、議会の重みをもって市民から意見を聞かせていただく。私たちがまだ伺っていないところが多々あるかなと思いますので、それを議会として出向っていく。

そして、意見を聞いてそれを反映させるということは、議員の活動の基本であると思いますので。もう設けるってのも当たり前のことだと思いますので、やることはもう絶対だと思います。そして反映するかどうかというのは、これはまたちょっと何とも言えないところがあります。予算も絡んだりするところとかあるんで、そこはやっぱり柔軟に執行部と協議して、努められれば努めというようなことがあると思うんで、私は②のほうでいければなどは思います。

○委員長(吉岡 勲)

先ほど若林委員が言いましたように努めるにするとか、努力するとか、最後の言葉がこれから残した後には大事になってくるかと思しますので、一応今のところは項目についてどうするかという検討しております。そのところよろしくをお願いします。一応この形で残していきたいということでもありますので、よろしくをお願いします。

○委員(若林純一)

一応確認を。私は大塚議員が言われたように、設けるということについては、努力義務じゃなくてやると。反映させることについては努力義務ということで、皆さんそれでいいのかどうか、もしそこも保留であれば保留という形で確認をお願いします。

○委員長(吉岡 勲)

今のところは項目を残していく形を考えております。あとは最後まで、努めるのか努力するのかという言葉が出てきます。そこところを残し、最後の言葉をしっかりこれから考えていきたいと思っております。

○副委員長(大塚州章)

残すけれど、少し協議が要るんですね。

○委員長(吉岡 勲)

はい。それでは次に移ります、事務局お願いします。

◎書記(高橋悠樹)

次は13条、広報広聴機能の充実になります。前回、臼杵市の議会だより(市報 2 ページ)と大分市の広報誌を皆さんにお配りしたところですが、改めて説明させていただきます。

(配付資料に基づき説明)

○副委員長(大塚州章)

私はできれば広報はしていただきたい。ただし、広報の内容を決定する際にやっぱり個人が、前回やめた経緯が、個人が了承しなかったということで、広報委員会がつぶれた経緯がありますんで、もし、広報誌を発行するんだったらやっぱり広報委員会にしっかり任せて、文言については一任するというようなことをしないと、おそらくまた分解すると思いますんで、そこはしっかりと皆さんにお願いして、残すのであればそこをお願いいたします。

○委員(若林純一)

13条の定例会ごとというふうに書いてありますけど。私としては、後で出てきます議会活性化委員会なりの要するにこの条例を運営管理というか運営していく委員会を作って、その頻度と内容について、きちんと協議がなされるということであれば、定例会ごとという縛りは条例でかけるのはいかなものかなというふうに思っています。

それと、先ほど事務局から説明がありましたように広聴ということにつきましては、意見交換会というものにゆだねるとすることで外してもらったらいかなというふうに思っております。

○委員(戸匹映二)

私も定例会ごととは特に入れる必要はない、発行するということがわかればいいんじゃないかなと思います。2 項も広聴はいらないかなというところでもあります。

ただ広報誌に関しては、今大塚副委員長が言われたように、広報委員会というものを当然作らなければいけないということですよ。結構大変な作業が多いと思いますんで、そこを皆さんがご理解した上で作るということであれば私は作ったほうがいいという立場ですけど。大変な作業があるということは、ご理解いただかないといけないかなというふうに思っています。

○委員(伊藤 淳)

私は公式な広報誌っていうのは、ぜひ出していただきたいなというふうに思っております。

ただ、これまでの経緯を聞くと、この委員会だけじゃなくて全議員さんたちのご意見を踏まえてというふうになるのかなとは思っております。

○委員(川辺 隆)

私は市報に現在載ってるのを、拡充していただいて、さらに半ページ確保してそれに議会での報告事項として、今日議論された賛成一覧表とか、議案表をつけて出せばいいと思います。大塚委員がおっしゃられた通りに、前作ってた広報紙がなくなった経緯の中に、そういう特殊なオレオレ議員がいて、これじゃ納得できないと個人の意見を通される方がいる。そういうふうなことをおっしゃられる議員が我々の仲間にも私はいると思います。

ですから、議員主体で作る広報誌に関しては、少し考え直していただいて、市報に半ページの掲載欄をいただいて、事務局とまた第三者に冷静に作っていただけるなら、その市報に載せるのを議会広報誌としていただきたいと思います、以上。

○委員(内藤康弘)

今のご意見私も賛同をしまして、広報誌を作るのであればそれなりの予算がいりますし、作るのであれば、議員が負担をするのか、市のほうということになるのか、どっちになるのかわかりませんが。今の臼杵の広報のページ数をふやして、そのほうがいいのかというふうに思ってます。

○委員(梅田徳男)

広報誌は必要だと思うんですけども、今までこういう委員会なりで皆さんそれぞれ話を聞いたりする中で、とても広報誌たるものができるとは思いません。ものすごい障がい出てくるとは思いますし、一方で川辺委員が言われたように市報による議会報告、あれをもう少し充実するという形で広報に変えるというのがベストじゃないかなというふうに思います。

○委員(奥田富美子)

ここにある通りに、議会として議員が広報委員会を作って発行するという広報誌を作ったらいいと思います。定例会ごととは外したらいいし、広聴のところもなくて良いと思います、以上です。

○委員(匹田 郁)

私もこの文言で言えば、定例会ごとと広聴を外す。広報誌については、私も先ほど言われた広報委員会が壊された時の委員でありましたので、よく覚えております。確かに大変でした。1人の質問に対して答弁を400字でまとめて、何度も修正をかけた上に、またその議員に了解をもらわなくちゃいけないので。だから、ここまでやって平気で駄目とか、その理由が、みんな余りに納得できないということも何度もありました。

それから委員長も言われたように広報誌を作るために予算もいると思います。私は広報誌はやっぱいいと思います。まずは市報でページをもらってますんで見開き分ぐらい。まずそこから辺で、自分たちなりにやってから、それから本当の意味である程度、自分たちが今こういうふうな形でやってみようじゃないかっていう、その汗をかくことから始めるのが一番いいんじゃないかなというふうに私は思っております。

○委員長(吉岡 勲)

広報誌については皆さんいろいろな思いがあります、また予算も関係します。誰がするのかという問題もありますので、再協議としたい。

○委員(若林純一)

何を再協議するんですか。

○委員長(吉岡 勲)

広報誌を発行するかどうか。市報を拡充するのか、別に議会として出すのか。

○委員(若林純一)

一番肝心なのは、広報誌に何を載せるか。どういう内容載せるかということで、その内容によっては市報の中に組み込んでもらっても全然問題はないと私も思います、内容によっては、市報の中の結構な部分が議会のことになる、やっぱり市報の性質が、市民の受け取り方がちょっと変わってくるかなという危惧もあるので。

内容は例えば極端に言ったら、一般質問の内容を載せないとかいう話になれば、量がずっと少なくなるので今の延長線上でもいけるかなと思いますし、逆に一般質問の内容を400字ぐらいでまとめて載せるってなればボリュームが増えてくるし、それを市報に載せるってのはいかなものかというような気がしますので。

その広報誌というものを皆さんどんなふうにイメージしてるか、何が載ったものが広報誌なのかってところを議論しないと、集約がいかないのかなという気はいたします。

○委員長(吉岡 勲)

広報誌については、また協議したいと思います。

○委員(若林純一)

次の協議の時には、こういう内容については載せるべきかどうかという具体的な内容の議論を少し深めるような材料をいただければというふうに思いますのでお願いします。

○委員長(吉岡 勲)

少し休憩して、広報誌の内容をどうするか議論したいと思います。

(休憩 ~ 再開)

○委員長(吉岡 勲)

再開します。広報誌の配付資料について事務局より。

◎書記(高橋悠樹)

令和2年白杵市議会6月定例会の記事を、お配りさせていただいております。現状、白杵市議会の議会だよりは、市報2ページを使って掲載しています。

議会だよりは、議案について説明をつけて載せています。それから表彰や、この時には議会基本条例検討特別委員会が設置されましたので、その時に記事にしたい内容ですとか、議員ゼミナールの内容も載せております。また、次期定例会の予定や一般質問。質問された議員のお

名前、それから各項目だけではありますが、どのような質問したかということに掲載していません。その他各種お知らせ。大体このような内容で、議会だよりを掲載しております。

前回の会議で、大分市の広報誌を皆さんにお配りさせていただきました。概要を簡単に申し上げますと、例えば広報誌のほうになると、大分市であれば一般質問の内容については項目だけではなくその内容、それから執行部の回答まで、要約ですけれども書いていて、ボリュームが大きくなってるところでございます。また議案については、委員長報告を載せたりとかいうことで、載せている基本的なところは同じなんですけど、書いているボリューム、また作業量が違うというのが大きな違いだと思います。現状の報告は以上ですが、内容のほうはまたご検討いただきたいというふうに思います。

○委員長(吉岡 勲)

臼杵市の議会だよりと、他市の広報誌について説明をもらいましたが、やるならどこまで広報誌をやるのか意見を聞きたいと思いますが。

○副委員長(大塚州章)

私は広報誌っていうか広報活動はすべきだと思うし、広報活動という定義は、この条例の中には私は入れて欲しいなと。ただ、その手段が広報誌、臼杵市議会だよりを議員の各報告、それから委員長報告まで載せるとなると、議長が先ほど言われたように、400字詰めですと書くと、この文言を入れて欲しい、この文言じゃないとだめだとかということになると、やっぱり広報委員会、これ大変になると思いますから、それも含め、作業は相当大変になりますし、そのところが本当に広報委員が了承して、まずは自前で記事を書いてこれでいいかというのは広報委員会で整理するんですけど。

それを、ちゃんと了承してくれるような、偏らない市議会だより、広報誌としてやってくれるのであれば、その広報誌はやぶさかではないと思うんですけど。そこまでならないのであったらもう、議会だよりは今の形態の中で、議長の言うように見開きというのは、その辺のところは協議があると思いますので。ただ、広報活動に努める定義は何とか入れたいというのが私の心情です。

○委員(若林純一)

議論をシンプルにするためにも、あえて言えば一般質問の内容を400字ぐらいでお伝えできればというのが眼目であります。

市民の負託を得て市議会に出ていますので、市民の代表として問うてどういう答えが返ってきたかということについてお知らせをする手段として、一番市議会だよりがタイムリーですし、労力を少なくできるので、一般質問の内容、回答について載せる広報誌を発行していただきたいというのが眼目であります。

○委員長(吉岡 勲)

定例会ごとにですか。

○委員(若林純一)

そこはこだわりません。過去においてもめたということを知っておりますので、もう400字

というような字数限定で、もうその人が責任を持って編集して、原稿作るという方式にしたらどうかと思います。それをまた編集委員会でいろいろ当たると、以前みたいなトラブルの元になるので、この枠については議員が、各人が責任を持って編集発行してすみみたいな感じでもう任せたら楽になるんじゃないかなっていうふうに思っています。

○委員(戸匹映二)

議会だよりについては、議会をケーブルとかいろいろ見る機会があるんですが、やっぱり文章ですね。ポイントはやっぱり、一つは一般質問に対しての簡単な答弁内容、結果がどうであったかという質問に対しての、その辺ぐらいいまで載せられればいいなど。

それと、あとは常任委員会で取り組んでることがありますから、この辺がなかなか市民には目に見えないので、できればそういうところも途中経過でも何でも、今こういうことやってます的なところも載せられればいいかなと。今この市報に載ってる議会だよりの内容もいいんですけど、せっかく我々がいろいろやってることに対してもうちょっと広報ができればなというふうな思いはあります。

○委員(伊藤 淳)

どこまで入れるかとなってきたときに、答えからいくと市報に掲載できるぐらいのボリュームっていうふうには思ってます。

それと、一般質問の内容についてどんだけ簡略化したとしても、言いたいこととかやりとりとかってというのは載ってきませんので、議会だよりぐらいいのものが議事録的なものまでが必要になって来ないと、うまくニュアンスが伝わらないとか、言いたいことが言えてないとかっていう形になってきて揉めたりもするかもしれません。なので、ケーブルテレビもありますしそちらの広報をちゃんとして、市報に載せるボリュームでって言った時に、戸匹委員が言われたようにあと追加するとするば、委員会活動の部分について掲載していただければいいのかなというふうに思ってます。

○委員(川辺 隆)

私は市報の市議会だよりのページ分で十分だと思います。また、今さっき発言のあった400字詰めで個人の責任の中で書いた分を、編集委員会では一切協議せず、第三者の目に当たることなくそのまま載せるということになれば、事実と反して載せる場合が多々見受けられます。我々が、議会で会議をもって、また特別な会議をもって発言した内容も、ご自身の感じたところだけで載せられては大変困りますので、こういう広報委員会を作って中身を協議する話を今するのではなくて、本来、議会広報誌は別途発行しないと。

また今の段階では、先輩たちが以前、経験されてきた不合理なこともありますので、市報の2ページ分を、みんなで協力してできるのであれば、そのあとに考えればいい問題だと思います、以上。

○委員(内藤康弘)

基本的にはこれで結構です。いつもこのページですかね。

◎書記(高橋悠樹)

定例会に関しましては、基本的にこのページ数になります。

また臨時会ですとか、その都度行われるものについては半ページだったりしますが。定例会についてはこのページで、ずっと行っております。

○委員(内藤康弘)

ということは定例会のときはこのページで議会だよりが出ますよってことですね。

◎書記(高橋悠樹)

年4回、このページ数で発行しております。

○委員(内藤康弘)

これで結構と思います。

○委員(梅田徳男)

私も基本的にはこれでいいと思うし、あとさっきあった議決の星取表のようなものを、責任をもって対応した内容ですから、載せていただいて結構です。

あと一般質問についても、答弁も載せたほうがわかりやすいと思うんですけども。1時間のやりとりをこの紙面の中で、整理して載せるのは基本的には無理だと思いますんで、こういう内容の質問をされてるってことがわかればいいんだと思います。総じてこういう内容の市議会だよりを、広報という形ですればいいと思うし、そうしたときに、例えば13条の表現として、「議会はその諸活動に関して広報する」というふうにとどめて、2項で「議会は広報を通して多くの市民~関心を持つように努める」ということでも、少し具体的な内容のところはカットしたほうがいいんじゃないかと。そういうふうにして、現行の市議会だよりで十分だろうと思います。

○委員(奥田富美子)

条文については先ほど言った通りです。具体的な出し方について皆さん言われているのを聞いてなるほどなと思うところがあったりしますが、今あるこのページを少しふやせるものならふやしてもらって、2倍にすると表裏で4面で、1枚抜こうと思ったらこれだけが議会だよりとして取り出せたりするので、できたら市報とは少し一線を画してこの部分だけのページ、色をちょっと変えとかすれば議会だよりとして目につくかなと聞きながら思いました。

ふやす部分については、今まで出ているところをまた吟味したらいいのではないかなと思います。その時に、私は議会だよりってこの議会の中に広報部を作ってするものだと思っていて、それはそれでするのはすごく大変だから、するとなったらその覚悟が必要ですが、今の段階では事務局がしてくれているわけですね。

予算のことで言うと、多分本当は議会の議会費で広報活動として予算化してするべきものを、これ検討してるんだと思うんですけど。今市報に入れると、市の中の予算に紛れ込んでいるんだろうなと、素朴に疑問を感じながら、検討しているところです。

○委員(匹田 郁)

少し話がとぶかもしれませんが。私は、広報誌はそれはあるにこしたことはないなとは思いま

す。だけど、本当に大変だと思います、職員も委員も。だから本当に、まずその覚悟を持たないと、かえってみんなの争いのもとになる可能性が高いなと思います。そして、今委員長から聞いて、この広報紙をいつ、どのタイミングでどういうふうにしたいのかっていうのが、実は見えないんですよ。

例えば、9月定例会ぐらいから、何か委員会を特別作って、今からもう1回やってみようかみたいな話なのか。次の、基本条例ができるときに入れるから、施行されたタイミングでどういうふうにするんだっていうのが、私の中では今、ちょっと理解が難しいんで。もし、広報誌を作るのであれば、ここにあるようなものを作って市報と一緒に配るとか、やり方があると思うんですけど。

先ほど言われたように質問者が自分で原稿を書いて、なおかつ編集委員がそれを校正させてもらう。それについては、もう文句を言わないで、そういう約束事を全部含めた中であれば、より広報誌としてきちっと成り立っていくんだろうなと思います。

ですから広報誌を作ること自体は賛成ですが、余程覚悟がないと大変です、本当に。それとどのタイミングなのかをちょっと私は聞きたいです。

○委員長(吉岡 勲)

広報誌は各自いろんな思いがあるかと思いますが、今委員長はどう思うかっていうことなんですが。議会だよりなんで、議員個人の活動より、議会全体の活動をしっかり記載したいなど。

例えば、各委員会ごとの活動報告とかそういう形がいいんじゃないかなろうかと考えてるところであります。一般質問は質問した人しか載らないんで、そうじゃなくて議会全体の動きをしっかりと知らせることが議会だよりだと思っております。そういうことで、これなら少ない予算で議会だよりとしてできるのかなという考えを私個人としては持つてる。

ですから議会だよりに対する、皆さんの考え方が全然違うので、そこんところちょっと難しいんで、この議会だよりについては、もう少し皆さん掘り下げていかなきゃいけないのかなと思います。あと残り10分なんで次の項目をお願いします。

◎書記(高橋悠樹)

では4ページ。14条と16条になりますが、どちらも執行部との協議が必要になってくる条文でございます。まずは14条についてを説明いたします。

(配付資料に基づき説明)

○委員長(吉岡 勲)

それぞれ意見をどうぞ。

○委員(川辺 隆)

私は追記を入れないということに、意見を述べさせていただきます。今の一問一答方式、事前の聞き取り方式で十分だと思います。これまた、先に答弁書をいただくとそれに対する再質問が長くなって、本来の趣旨に反すると思いますので、やめていただきたいと思います。

○委員(伊藤 淳)

資料のとおり議員側だけの話ではないので、協議が必要かなというふうに思ってます。執行

部とですね。

○委員(戸匹映二)

一問一答方式はいいと思うんですけど、答弁書の提出に関しては、これちょっとどうかなっていうふうに考えてます。それよりも、ヒアリングがありますんで、その時にきちっとどういう趣旨の質問か、しっかりそこをやっていく方向がいいんじゃないかと思っております。

○委員(若林純一)

右に同じです。

○委員(内藤康弘)

事前の答弁書提出に関してはあってもいいのかなというふうに思ってます。再質問に時間が云々というのがあるんですが、今でもそういうことがあります。スムーズに議論するのであればそれも必要かなというふうに少し思ってます。

○委員(梅田徳男)

私もこの答弁書を事前に渡して欲しいという考えなんです。今、再質問で一般質問の本来の質問から逸れた内容のものも結構ありますし、何でそういう方向に行くのかなというところで考えさせられる内容もありますし、一方で答弁を作るほうもやっぱりそれなりに考えた、整理をした答弁ということに方向的には行けるんじゃないかという意味でも、答弁書を事前に配付してもらって中身の濃いやりとりをします。そういう意味で本来そうすべきじゃないかなというふうに思ってます。

○委員(奥田富美子)

追記するなら3項のみでいいと思います。4項に関しては現状でも、それぞれ議員の特性がよく表れるやりとりがされていて、それをむらがないようにとか、一律化するみたいな流れとか、そういうご希望があるのだというふうに受け取りましたけれど、年数を経てだんだんこう成長していくのも、それはそれで人間らしくていいのではないかと私は思います。

○委員(匹田 郁)

私も追記はなくてもいいと思うんです。ただ、答弁書の件だけでいうと、あまりに長すぎてこちらは質問のどこに、自分のその答えとするところがあるのかなって、その真剣に聞いてですね。それで、そのおかげで自分の本当に聞きたいところがよく分からなかったと。

だから、再質問したらそれは言ったやないかとかいうような感じになるのが、この時が自分の中で、これはちょっとどうかなっていうことがあったのと、答弁が何分かが分からんと。向こうがずっと言って私の質問が終わったことがあるんですよ。あまりにも腹が立って。だから答弁書がどうのというよりも、やっぱりヒアリングとか、執行部にもちゃんとその辺のところは言うておかないと。被害者が加害者ようになってしまっ、それはちょっと寂しいなというところがあったのを覚えてるんで、一応言うておきます。

○委員長(吉岡 勲)

ありがとうございました、再協議が必要ですね。終了の時間となりました。まだまだ協議が必要であります、次回第9回特別委員会を5月19日(水)午後1時30分から行いたいと思いま

す。以上で、第8回特別委員会を終了します、お疲れ様でした

午後2時28分 閉会

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定を準用し、ここに記録を作成する。

令和3年4月26日

臼杵市議会
基本条例検討特別委員会
委員長 吉岡 勲